

沖縄県と第一生命保険株式会社との 包括的連携に関する協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、沖縄県における連携事業の実施について以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会及び日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築に向けて、甲及び乙が緊密に連携・協力し、双方が有する資源を活用した協働の取組を実施することにより、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、次の各号に掲げる分野について連携し協力する。

- （1）健康増進に関すること
- （2）子ども・若者の育成支援、子育て支援に関すること
- （3）高齢者支援に関すること
- （4）スポーツの振興に関すること
- （5）女性活躍に関すること
- （6）県政広報に関すること
- （7）防犯に関すること
- （8）その他、本協定の目的に適合すること

2 前項の連携・協力の実施時期、実施方法など具体的な事項については、保険業法に基づき乙の業務として行いうる範囲で甲乙協議の上、別途定める。

3 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携・協力事項に係る取組の一部を、第一生命ホールディングス株式会社の国内子会社及び乙の関係会社を実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による連携・協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者（第一生命ホールディングス株式会社、その国内子会社及び乙の関係会社を除く。）に開示し、又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

（本協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（変更及び解約）

第5条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解約を申し出た場合は、甲及び乙は誠実な協議の上、必要に応じて本協定の変更又は解約を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 8 月 30 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 デニー



乙 東京都千代田区有楽町1丁目13番1号

第一生命保険株式会社
代表取締役社長 稲垣 精二

